

## 第15章 情報公開・説明責任

**【到達目標】** 大学は、学生納付金や国からの助成金を主たる収入源として成り立つ公共高等教育研究機関とであるから、学生や国民全体への説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保することを主眼として、必要な情報を公開し、その社会的責任を果たさなければならない。聖学院大学では、このような観点から、「大学情報の提供」と「個人情報の開示」を2本柱とする情報公開を行う。

具体的には、「大学情報の提供」は、大学事務局窓口等への文書の備え置きやホームページへの掲載によって、教育研究諸活動、点検評価結果、財務状況等に関する情報を公開する。また、本学では学生、保証人、卒業生、教職員などに関する膨大な個人情報を保有するが、これらの情報の収集や管理、活用は細心の注意が払われるべきであると同時に、「個人情報の開示」請求に対しても、適切に対応していかねばならない。したがって、そのためのルールやシステムの構築と、そのルールに基づく適切な運用を当面の目指すべき目標とする。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

- ① 聖学院大学における教育研究活動や財務の状況は適切に公開されているか。
- ② 自己点検・評価や外部評価の結果は、適切に公表・外部発信されているか。
- ③ 個人情報公開請求に関する規程が整備され、規程に基づく適切な対応が行われているか。

### 1 財政公開

#### 1) 財政公開の状況

(A群:財政公開の状況とその内容・方法の適切性)

**【現状の説明】** 本学における財政状況に関しては、予算および決算についての説明責任の観点から、可能な限り分かりやすい表記方法により情報公開することを目標としている。こうした基本姿勢により、従来から、法人全体の「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」を教職員、在校生、保護者を対象として発行している『聖学院報』に掲載してきた。

さらに、2005年度からは学校法人聖学院のホームページ上に『聖学院報』の掲載を開始したことにより、上述の財政状況に関する一連の情報は、卒業生を含む社会全般に対して公開されたことになる。

**【点検・評価】**  
**【課題・方策】** 2005年4月1日に「私立学校法」の一部が改正されたことに伴い、法人全体の「監査報告書」、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」、「事業報告書」を大学事務局内に設置し、これを閲覧に付すこととなった。

財政状況を示す主たる指標である「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照

表」については、ホームページ上での公開という方法をとっていることにより、不特定多数によってどこからでもアクセスされうるという意味で透明性の高い公開方法であるといえるだろう。これらの取り組みにより、2005 年度以来、財政状況全般についての情報公開が適切になされていると考えている。

しかし現在までのところ、「財政情報の公開に係わる規程」はまだ整備されていない。今後は、「規程」の制定に向けた準備が早急になされることが必要である。

## 2 自己点検・評価

### 1) 自己点検・評価結果の学内外への発信

(A群:自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性)

**【現状の説明】** 1991 年度より毎年刊行されている『聖学院大学（教員）活動報告書』は、学内の全教職員にはもちろん、希望者には学生や父母にも配布している。学外ではキリスト教学校教育同盟所属大学、私立大学連盟所属大学、埼玉県内の大学などに配布、県内高校にも約 100 部を配布し、学内外の貴重な意見を吸収している。

また大学基準協会への加盟申請に際して作成した『1999 年度聖学院大学点検評価報告書』は『聖学院大学（教員）活動報告書』と同様に、学内では全教職員に配布すると共に、国内の関係諸機関に送付した。他方、『追補版』及び『改善報告書』は大学運営委員会委員に配布した。

しかし、2004 年度に刊行した授業アンケートの回答集『授業アンケートに答えて』は執筆した全教員には配布したが、学生や父母には配布せず、学生は各アドバイザー・クラス、図書館、教務課、学生課、総務課の窓口で閲覧することとした。それは、個々の教員の授業アンケートの結果や授業に対する学生の生の声である自由記述に教員が答えているため、プライバシー保護の観点からの決定であった。

今回の本『聖学院大学点検評価報告書』はもちろん学内外に公表する予定である。

**【点検・評価】** 自己点検・評価の『報告書』は、もちろん公表を前提として作成されている。しかしそれはまた自己の至らなさを認め反省する偽りなき誠実な記録でもなければならない。社会やマスコミは大学を注目しており、至らなさを強調は、時には大学の信用失墜にも繋がりがねない。誠実な実情認識と大学の名誉、このジレンマの中で大学はいかに点検・評価の結果を学内外に公表するのが妥当なのであろうか。

聖学院大学では、自己点検・評価の結果は公表し、「授業アンケート」の『回答集』は授業に対する学生の生の声を取り上げていることから、制限付きの公表とした。学生の中には教員を誤解する者も誹謗する者があるので、その表現が一人歩きをすることには警戒しなければならないし、大学は学生の権利を守ると同時に教員をも守らなければな

らない。その意味で、この決断は適切であったと思われる。

**【課題・方策】** 上述のように、自己点検・評価の結果の学外への公表、及び「授業アンケート」の『回答集』の公表の方法については、適切であると考えられる。むしろ課題は、自己点検・評価の結果の学内への発信と浸透にあるものと思われる。2000 年の本学の大学基準協会への加盟審査の際になされた自己点検・評価の作業内容とその結果については、『報告書』が冊子となって学内に配布されたとはいえ（『追補版』『改善報告書』の学内配布は運営委員会委員のみにとどまっております）、必ずしも全学に浸透しているとは言い難いのが現状のようである。また大学内の幾つかの部署が独自に行っている各種のアンケートの存在や集計結果も関係部署相互の周知が徹底されておらず、したがって、これも必ずしも改善のために十分に有効に活用されているとは言い難いのも残念な点である。

先にも述べたように、自己点検・評価の結果が具体的な改善に確実に結びついていくことこそが、自己点検・評価に取り組むことに意味を与えるのであるならば、点検プロセスで明らかになってきた良い点、変えていかねばならない点を、それぞれの担当部署ごとに確実に共有化していくことが不可欠である。

とはいえ、網羅的で多岐にわたる点検項目の全てを、全教員が点検評価することはできないのであり、その作業は、限られたメンバーが担うことになるのが現実である。各担当部署は、断片的な点検評価項目についてのみ自己点検・評価することはあっても、それらが別な部署の別な問題との間で、いかなる課題を持っているかという全体像の認識に至ることは不可能である。

今後は、自己点検・評価に携わるメンバーの人選やその体制作りそれ自体が、いかに、自己点検・評価というプロセス全体を通して全学的な共有化と浸透に結びついてゆくかという観点からなされる必要があるだろう。

差し当たりこのたびの自己点検・評価によってもたらされる結果としての『自己点検評価報告書』が、それぞれの関連する担当部署ごとに、改善の次のステップに確実に活用されるための仕組み作りが課題であると言えるだろう。

## 2) 外部評価結果の学内外への発信

(B群: 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性)

**【現状の説明】** 既に第 14 章において、本学が外部評価を受けるのは、2000 年度の大学基準協会への加盟判定審査を除いて初めての経験であることを述べた。前回の加盟判定審査では維持会員として加盟を認められたが、同時に改善に向けての助言を受けた。当時、本学では情報公開の意識が必ずしも高いとは言えなかったため、審査の結果は、大学教授会および理事会において報告、説明され、外部に向けては、2001 年度の「活動報告書」に審査結果が添付され、関係諸機関に配布されたのみであった。なお大学ホームページへは、

大学基準協会への加盟が認められたことのみが掲載され、その際付された助言等の内容については公開されてはいない。

**【点検・評価】** 自己点検評価結果、および外部評価結果のいずれについても、学内外に発信することは大学における社会的義務であり、さらには大学自身にとっても大きな重要性和意義がある。その観点からすると、2000 年度の大学基準協会への加盟判定審査の結果についての外部への発信は十分なものとは言えなかった。本学ではその後、情報発信や情報公開などについての意識の高まりを受け、2006 年度学則によって、教育研究活動等の状況について広く周知を図るために、積極的に情報を提供することを義務づけた。

**【課題・方策】** 外部評価結果を広く学内外へ発信して社会の客観的な評価を受け入れると共に、そこから得られた結果を本学の教育・研究活動の改善の指針とすることは、極めて重要である。2006 年度より学則において情報公開に関する条文を盛り込んだが、形式的な情報公開に終始しないためには教職員の意識改革が求められる。

なお、今回の大学基準協会による相互評価の結果については、印刷物で関係各機関に発送すると共に、大学ホームページにおいても公表し、広く学外の意見を求めることにしている。

### 3 個人情報管理

#### 1) 個人情報の保護・管理

**【現状の説明】** 情報公開、情報管理の観点から、個人情報の保護・管理については、学生やその保証人、さらには卒業生や受験生、教職員と多くの情報を収集、管理する大学として、大きな責任を負っていると言って過言ではない。そのため本学では、2000 年度より個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な取り扱いに関しての基本事項を明確にした。その後、さらに個人情報の収集、管理および利用に関する大学としての責務を明らかにすると共に、個人情報の主体である学生・教職員等に、自己に関する個人情報の開示、訂正および削除を請求する権利を保障することとした。そのため、具体的な情報の取り扱いに関連する内規の整備を含め、学内での情報に関する啓蒙活動を行ってきた。

**【点検・評価】** 本学では他大学に先駆けて情報化を積極的に進め、インターネットなどを通じて大学情報、入試情報、教員情報、さらには財務情報など、多くの情報を発信して来た。また、教育においても他大学に先がけて情報ネットワークを最大限に活用した授業を推進してきた。その一方では、「個人情報保護に関する法律」の下、高度情報化社会における教育機関として、個人の権利利益を保護し社会の信頼に応えるために、いち早く個人情報の保護に関する規程を定め、個人情報の適正な扱いについて検討を重ねてきたことは評価できることである。また、そのような観点から学内ネットワークのセキュリティの確保

についても、早急な対応を行ってきている。

ただし、問題点は事務職員に関しては、それなりの指導などを通して個人情報の管理を徹底させているが、教員、学生に関しては必ずしも意識改革が十分ではないことである。特に教員は学生の成績等を含む個人情報を扱える立場にあるが、不用意に書類を置き忘れたりするような事件が皆無ではない。幸い、大問題となるようなことは現時点では生じていないが、人権・情報保護委員会などの活動を通して、今後も啓蒙活動を積極的に行っていく。